

開 会 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、令和5年6月大槌町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松則明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において指名いたします。6番、阿部三平君及び7番、東梅 守君を指名いたします。

○

日程第2 会期の決定

○議長（小松則明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から6月9日までの8日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月9日までの8日間と決定いたしました。

○

日程第3 諸般の報告及び行政報告

○議長（小松則明君） 日程第3、諸般の報告及び行政報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

議会閉会中における動向につきましては、その概要を取りまとめ、お手元に配付しておりますので御覧願います。

次に、本日までに受理した請願は、ございません。

陳情等につきましては、お手元に配付の資料のとおりですので御報告いたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

続いて、釜石大槌地区行政事務組合議会の報告については、お手元に配付しておりますので、概要報告のとおりですので、御覧願います。

次に、行政報告を行います。

町長、御登壇願います。町長。

○町長（平野公三君）　〔報告書のとおり〕

○

-
- 日程第 4 報告第 9 号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 報告第 10 号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 6 議案第 32 号 大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第 33 号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を
求めることについて
- 日程第 8 議案第 34 号 大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例
について
- 日程第 9 議案第 35 号 大槌町町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 36 号 大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親
家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 37 号 大槌町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 38 号 大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する
条例について
- 日程第 13 議案第 39 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 14 議案第 40 号 大槌町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正
する条例
- 日程第 15 議案第 41 号 大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第 16 議案第 42 号 大槌町町民水泳プールに関する条例を廃止する条例につ
いて
- 日程第 17 議案第 43 号 大槌町勤労青少年体育センター設置及び管理に関する条
例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 44 号 大槌町立学校施設使用条例の一部を改正する条例につい
て
- 日程第 19 議案第 45 号 林業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 46 号 令和 5 年度大槌町一般会計補正予算（第 4 号）を定める

ことについて

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第9号繰越明許費繰越計算書についてから、日程第20、議案第46号令和5年度大槌町下水道事業会計補正予算（第4号）を定めることについてまで、17件を一括議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局から提案理由の説明を求めます。議案第32号と、議案第33号については町長、それ以外については総務課長から説明を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 本定例会におきましては、2件の人事案件を提出いたします。

議案第32号大槌町監査委員の選任に関し同意を求めることについては、北田和紀委員が本年7月4日で任期満了となることから、新たに菊池信男氏を委員に選任したいので議会の同意を求めるものであります。

菊池氏の住所は、大槌町大ケロ1丁目8番10号、生年月日は昭和31年7月11日、66歳であります。

任期は、本年7月5日から令和9年7月4日までの4年間であります。

議案第33号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについては、藤本俊明委員が本年7月22日で任期満了となることから、新たに田中恭悦氏を委員に選任したいので議会の同意を求めるものであります。

田中氏の住所は大槌町小槌第26地割112番地11、生年月日は昭和35年8月2日の62歳であります。

任期は本年7月23日から令和8年7月22日までの3年間となります。

なお、略歴については別紙のとおりであります。人格、見識等も優れ、適格者と考えております。

以上、よろしく御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（小松則明君） 総務課長。

○参事兼総務課長（藤原 淳君） 令和5年6月大槌町議会定例会における人事案件を除く報告2件、議案13件につきまして提案理由を申し上げます。

報告第9号繰越明許費繰越計算書については、令和4年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。事業が翌年度に及ぶことにより歳出予算を繰り越したことから報告するものであります。

報告第10号事故繰越し繰越し計算書については、令和4年度大槌町一般会計事故繰越し繰越し計算書であります。避けがたい理由のため、年度内に支出が終わらなかった歳出予算を翌年度に繰り越したことから報告するものであります。

議案第34号大槌町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例については、副町長の定数については、復旧復興事業を推進するため2人としており、令和4年度末に復興交付金を活用した事業が完了しました。しかしながら、今後想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などで起こり得る大規模災害の発生に備えるため、副町長の定数を2人から2人以内へ変更しようとするものであります。

議案第35号大槌町町税条例等の一部を改正する条例については、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）等が公布されたことに伴い、個人の町民税への森林環境税を含む規定の追加、特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の改正など、所要の改正をしようとするものであります。

議案第36号大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について、議案第37号大槌町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、議案第38号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例については、本年8月から岩手県の医療費助成事業に伴う現物給付の対象と、医療費自己負担の無償対象を、高校生等18歳到達年度末まで拡大し、子育て世代への医療費負担の軽減を図るため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第39号辺地に係る公共施設の総合整備計画の変更については、小槌地区多目的集会所や非常備消防施設を、従前より受益者として利用してきたことから、小槌第1地割から第17地割地域を一体的な辺地として振興を図っていくため、区域を拡大するものであります。

議案第40号から議案第45号については、昨年度、大槌町立図書館設置条例において、指定管理に関する規定が不備のまま、指定管理者に管理運営を行わせていたことが明らかになった事案を踏まえ、ほかの条例の確認を行った結果、条例の一部改正または廃止をしようとするものであります。

議案第40号大槌町国民健康保険事業財政調整基金条例の一部を改正する条例については、平成20年4月から、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に全面改正されたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第41号大槌町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

は、集会所の使用料及び利用料金の記述について、他の施設の条例と整合を図るため改正するものであります。

議案第42号大槌町町民水泳プールに関する条例を廃止する条例については、東日本大震災津波により流出した中央公民館赤浜分館の仮設建設地及び附帯施設として使用するため施設を解体したことから、条例を廃止するものであります。

議案第43号大槌町勤労青少年体育センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災津波の復旧復興に係る防災集団移転促進事業による寺野臼澤団地造成工事において、道路界、水路界の変更に伴う用地整理を行ったことにより土地の地番に変更が生じたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第44号大槌町立学校施設使用条例の一部を改正する条例については、条文中の別表において学校名が旧名称のまま記載されていることから、現状に合わせて条例の一部を改正するものであります。

議案第45号林業者等健康増進施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、東日本大震災津波の復旧復興に係る防災集団移転促進事業による寺野臼澤団地造成工事において、道路界、水路界の変更に伴う用地整理を行ったことにより、土地の地番に変更が生じたことから、条例の一部を改正するものであります。

議案第46号令和5年度大槌町一般会計補正予算（第4号）を定めることについては、原油価格や物価高騰に対する町民生活並びに経済活動の負担を軽減するための事業費等の計上による増額補正であり、既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ3億3,506万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ112億8,893万2,000円とするものであります。第2条は債務負担行為追加1件、第3条は地方債変更2件の補正であります。

以上、提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松則明君） 以上をもって、当局からの説明は終わりました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日3日から6日は議案思考のため休会とし、7日水曜日は午前10時より再開いたします。

本日は、大変御苦労さまでございました。

散 会 午前10時40分